

東日本大震災の被災者に対する抜本的な公的支援の早期実現を 求める意見書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、名取市では震度6強の地震と6メートルを超える大津波により広範囲にわたり甚大な被害が生じています。特に沿岸部ではまちや集落そのものが流失するというような現行の災害対策法制の想定を超えた未曾有の大災害であり、被災自治体では住民の普通の生活を確保するのに筆舌に尽くしがたい苦難の道を歩んでいます。

大震災から間もなく3カ月が過ぎようとしています。この間、大津波により倒壊・流失した建物や瓦れきの撤去、応急仮設住宅への入居等はある程度順調に進んでいますが、被災者の生活は、いまだ不安を抱える状況となっています。これは、ひとえに、賃貸住宅借上仮設住宅の取り扱いの不安定さや被災者の住宅再建、住宅・宅地修繕そして生活再建資金の確保が困難なことによるものです。

よって、国は、こうした被害の実態を直視し、強力な支援方策の構築を総力を挙げて取り組んでいくことが必要不可欠であるところから、次の事項について万全の対策を速やかに講じるよう強く要望します。

記

1 災害復旧・復興事業費用の一括交付金化及び事務手続きに係る負担軽減等 について

(1) 災害復旧・復興事業費の一括交付金化

一括交付金の考え方を導入し、被害額・被災者数・被害面積等の外形的な基準などにより交付額を算定するとともに、交付金の使途についても各自治体がそれぞれの実情に応じて柔軟に対応できるようにすること。

(2) 補助対象事業等の条件の緩和

災害復旧事業は条件の緩和が進められているが、なお一層の簡素化を図るとともに、災害復旧費の国庫補助については、測量設計費を対象に加えることや、施設設置主体のいかに問わないなど被災状況に応じ対象条件を緩和、さらに補助率を引き上げるなど、柔軟な対応と早期復旧に向けた強力な支援を行うこと。

2 被災者の生活再建

(1) 応急仮設住宅の供与と賃貸応急仮設住宅の条件緩和

住まいを失った被災者が、早期に、安心して生活再建への一歩を踏み出すことができるよう、国の責任において早急に対応すること。また、民間賃貸住宅の借り上げで提供する応急仮設住宅については、契約日付・間取り基準などの対象要件を限定的にするのではなく、被災者の経済的負担を軽減するため、すべて応急仮設住宅として救済すること。

(2) 津波被害地域の再建事業への全額国負担と制度の見直し

津波被害を受けた地域の今後の復興においては、防災上、被害地域の路盤整備や丘陵地への移設となる場合の造成する費用が必要となるが、その費用については全額国負担とすること。また、被害範囲からかんがみ、土地区画整理事業等による取り組みを行う場合は、その際の補償認定に従来の家屋の認定手法がなければ、住宅ローンを抱える被災者には二重債務となり自力再建は不可能となることから、補償認定に当たっては、被災前の固定資産課税台帳をもとに補償算定を可能とするような特段の制度見直しを図ること。

(3) 宅地災害復旧事業に係る国庫補助制度の拡充

津波被害者の住宅再建に対する負担軽減と同様に地盤の崩落や地滑りによる宅地被害に対して、復旧・再整備に要する制度の拡充や新たな制度の創設を図るとともに、費用全額を国負担とすること。また、災害関連防災がけ崩れ対策事業、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業など宅地災害復旧に関連する補助事業について、全額国費とするとともに、自然がけに加えて、高さ2メートル以上の人工法面やコンクリート擁壁等を補助対象とするなど採択要件を拡大する特例措置を実施し、あわせて事業費枠を廃止すること。

(4) 宅地被害の支援

現在の被災者生活再建支援制度や災害援護資金制度において、宅地被害についても住宅同様に資金的な支援策を講じること。

3 地域産業の復興支援

(1) 地域商工業者の救済と再建支援

津波災害により壊滅的な打撃を受けた沿岸部の商工業者及び水産加工業者は、設備投資や運転資金の銀行借入金等の残債があるにもかかわらず、その

すべての資産が流失して今後の再建が困難な状況になっていることから、事業者の救済制度及び再建に資する制度を早急に創設すること。また、地域の意向を踏まえた柔軟な対応が可能となるよう、規制緩和等の措置を講ずるとともに、明確な国土のグランドデザインとビジョンを早期に示すこと。

(2) 閉上漁港の修築(市場並びに漁業者の再建)・復興支援

津波災害により壊滅的大打撃を受け、魚市場は消滅し、漁業協同組合の建物倉庫も流失した。漁船に至っては3キロメートルから5キロメートルも陸に流されており、修繕しても使用可能となる漁船はほとんどない状況となっている。このような状況でも、漁業者並びに水産加工業者より、できるだけ早く事業を再開したいとの要望を受けている。この閉上漁港の再建及び漁業者の再建には多大な資金を必要とするのは明白であるので、国として、迅速な復旧と財政支援を図ること。

(3) 農業の早期復旧・復興

今回の地震津波による農地の流失、損壊の惨状は目を覆うばかりの状況である。農業用施設(排水機場、排水路等)への復旧、農地の塩害等による作付不能地域への支援、農地への漂着物や施設の撤去処分への支援等莫大な資金が必要となるものであることから、これら農業に係る復旧対策を全額国費で行うとともに、再建支援等へ早急に措置を講じること。

(4) 中小企業者の復興支援

被災した中小企業者(個人商店含む。)に対する一定の利子補給、保証料補給を実施するための財政措置を講じること。また同様に、災害関連保証(信用保証協会)についても、補償料を免除する措置を講じること。あわせて、商店街の復興について、ソフト・ハード事業への中・長期的な全額補助制度の創設等の支援策を講じること。

4 新たなまちづくりに向けた支援

(1) 被災学校施設等の復旧について

災害復旧に際し、沿岸居住地区の移転等の関係から既存の被害を受けた学校を移転により復旧する場合は、災害復旧事業として国庫負担(補助)とすること。

あわせて、社会教育施設災害復旧事業についても同様な取り扱いとするこ

と。

(2) 復興計画推進への支援

復興に際し、地域特性を生かした災害に強い未来志向の地域づくりが可能となるよう、法制度の見直しを始め大幅な規制緩和等の措置を講じるとともに、自治体が策定する復興計画について、計画推進のための支援と必要な財政措置を講じること。

(3) 集団移転への支援

津波被害地域の集団移転を促進する際には、被害地域の土地を国が買い上げるなど新たな制度を創設すること。

5 福島第一原子力発電所事故への対応

国の責任において、放射性物質の流出を一日も早く止めるとともに、一連の事態收拾のため全力を挙げて取り組むこと。また、計画的避難地域の延長上にある地域の住民の不安解消に向け、国が主体的に放射線量を測定し、結果を判断できる情報とあわせ公表するとともに、風評被害については、その解消に要した費用も含め、国において全額補償すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 23 年 5 月 27 日

名取市議会議長 渡 邊 武

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

文部科学大臣 殿

厚生労働大臣 殿

農林水産大臣 殿

経済産業大臣 殿

国土交通大臣 殿

環境大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿